

議第157号

令和2年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和2年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 21,665,395	千円 △ 677	千円 21,664,718
	1 営業費用	20,798,099	△ 677	20,797,422

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(資本的収入額が補正後の資本的支出額に対して不足する額 3,580,132千円は、引継金 491,380千円、過年度分損益勘定留保資金 2,171,636千円、当年度分損益勘定留保資金 753,263千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 163,853千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 10,329,200	千円 △ 400	千円 10,328,800
	1 企業債	3,013,100	△ 400	3,012,700

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 13,909,332	千円 △ 400	千円 13,908,932
	1 建設改良費	8,763,092	△ 400	8,762,692

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道建設事業費	千円 1,919,700	千円 1,919,300
計	3,013,100	3,012,700

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 513,208	△	千円 512,131
		千円 1,077	

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造